

「2008年改定の要点と解説」正誤表

2008年4月7日現在

	誤	正								
P6 点数表の加圧根充加算	<table border="1"> <tr> <td>加圧根充加算 (補管未届は算定不可)</td> </tr> <tr> <td>単根 +118(+117)</td> </tr> </table>	加圧根充加算 (補管未届は算定不可)	単根 +118(+117)	<table border="1"> <tr> <td>加圧根充加算 (補管未届は算定不可)</td> </tr> <tr> <td>単根 +118(+177)</td> </tr> </table>	加圧根充加算 (補管未届は算定不可)	単根 +118(+177)				
加圧根充加算 (補管未届は算定不可)										
単根 +118(+117)										
加圧根充加算 (補管未届は算定不可)										
単根 +118(+177)										
P17 初診料・再診料の3の次に4を追加 4を5に訂正	4の項を追加 4.	4. 歯科疾患管理料を算定し、継続的管理を行っていた患者が任意に中断した後、2カ月を経過して再度来院した場合、初診料を算定できる。なお、改めて歯科疾患管理料を算定する場合は、管理計画書(初回用)を提供する必要がある。 5.								
P18 地域歯科診療支援病院入院加算の3	3. 地域歯科診療支援病院は、在宅歯科診療を担う歯科保険医療機関からの診療情報提供を受けた場合、診療情報提供料(I)を算定する。	3. 地域歯科診療支援病院に対して、在宅歯科診療を担う歯科保険医療機関が診療情報を提供した場合、診療情報提供料(I)を算定する。								
P21 歯科疾患管理料の2	…管理計画書を提供する。	…管理計画書を提供する。なお、提供した管理計画書の写しをカルテに添付する。								
P22 歯科疾患管理料の7	…実施する。なお、 2回目以降の継続 管理計画書は、 前回交付日 から…	…実施する。なお、管理計画書は、前回提供日から…								
P25 歯科治療総合医療管理料の4	4. …カルジオスコープ(タコスコープ)、…	4. …カルジオスコープ(ハートスコープ)、…								
P28 義歯管理料の2の③	③義管Cは……………3カ月を超え1年以内に月1回算定する。	③義管Cは……………3カ月を超え1年以内に月1回算定する。カルテに有床義歯の調整方法、調整箇所などを記載する。								
P29 義歯管理の指導内容の表中、義管B・義管Cの調整および指導内容	<table border="1"> <tr> <th>調整および指導内容</th> </tr> <tr> <td>生体との調和を主眼とした義歯の管理 ①着脱性・形態・適合性・咬合関係・装着感などの調整 ②食事方法・義歯の取り扱い・清掃方法などについての指導</td> </tr> <tr> <td>口腔機能の回復を主眼とした義歯の管理 ①口腔機能の回復が困難な患者または適合性が極めて悪い患者に対する調整 ②機能回復に着目した指導</td> </tr> <tr> <td>口腔機能の維持を主眼とした義歯の長期管理 ①生体の変化・義歯の変化に着目した長期的管理(調整も含む) ②機能検査による口腔機能の維持主眼とした管理</td> </tr> </table>	調整および指導内容	生体との調和を主眼とした義歯の管理 ①着脱性・形態・適合性・咬合関係・装着感などの調整 ②食事方法・義歯の取り扱い・清掃方法などについての指導	口腔機能の回復を主眼とした義歯の管理 ①口腔機能の回復が困難な患者または適合性が極めて悪い患者に対する調整 ②機能回復に着目した指導	口腔機能の維持を主眼とした義歯の長期管理 ①生体の変化・義歯の変化に着目した長期的管理(調整も含む) ②機能検査による口腔機能の維持主眼とした管理	<table border="1"> <tr> <th>調整および指導内容</th> </tr> <tr> <td>生体との調和を主眼とした義歯の管理 ①着脱性・形態・適合性・咬合関係・装着感などの調整 ②食事方法・義歯の取り扱い・清掃方法などについての指導</td> </tr> <tr> <td>口腔機能の回復を主眼とした義歯の管理 ①口腔機能の回復が困難な場合または適合性が極めて低い場合の調整 ②機能回復に着目した指導</td> </tr> <tr> <td>口腔機能の維持を主眼とした義歯の長期管理 ①生体の変化・義歯の変化に着目した長期的管理(調整も含む) ②口腔機能の維持や低下の程度の評価</td> </tr> </table>	調整および指導内容	生体との調和を主眼とした義歯の管理 ①着脱性・形態・適合性・咬合関係・装着感などの調整 ②食事方法・義歯の取り扱い・清掃方法などについての指導	口腔機能の回復を主眼とした義歯の管理 ①口腔機能の回復が困難な場合または適合性が極めて低い場合の調整 ②機能回復に着目した指導	口腔機能の維持を主眼とした義歯の長期管理 ①生体の変化・義歯の変化に着目した長期的管理(調整も含む) ②口腔機能の維持や低下の程度の評価
調整および指導内容										
生体との調和を主眼とした義歯の管理 ①着脱性・形態・適合性・咬合関係・装着感などの調整 ②食事方法・義歯の取り扱い・清掃方法などについての指導										
口腔機能の回復を主眼とした義歯の管理 ①口腔機能の回復が困難な患者または適合性が極めて悪い患者に対する調整 ②機能回復に着目した指導										
口腔機能の維持を主眼とした義歯の長期管理 ①生体の変化・義歯の変化に着目した長期的管理(調整も含む) ②機能検査による口腔機能の維持主眼とした管理										
調整および指導内容										
生体との調和を主眼とした義歯の管理 ①着脱性・形態・適合性・咬合関係・装着感などの調整 ②食事方法・義歯の取り扱い・清掃方法などについての指導										
口腔機能の回復を主眼とした義歯の管理 ①口腔機能の回復が困難な場合または適合性が極めて低い場合の調整 ②機能回復に着目した指導										
口腔機能の維持を主眼とした義歯の長期管理 ①生体の変化・義歯の変化に着目した長期的管理(調整も含む) ②口腔機能の維持や低下の程度の評価										
P30 退院時共同指導料1	退院時共同指導料1 600点 1 在宅療養支援歯科診療所…………… ……………の場合	退院時共同指導料1 1 在宅療養支援歯科診療所…………… ……………の場合 600点								
P32 退院時共同指導料の4	4 退院時共同指導料2の算定要件は…	4の項、全文削除								
P33 後期高齢者終末期相談支援料の2	②…などにより提供した場合、患者1人につき1回に限り算定する。	②…などにより提供した場合、当該文書等の提供日に患者1人につき1回に限り算定する。								
P38 後期高齢者在宅療養口腔機能管理料の2	2. …カルテには、管理を行った要点を記載する。	2. …カルテには、管理を行った要点を記載し、患者または家族に提供した管理計画書の写しを添付する。								
P50 咬合調整の2	2 咬合調整の算定要件	2 歯冠形態修正の算定要件								
P54 歯周基本治療の4	4. スケーリングの定義が変更され、歯	4. スケーリングは、歯面に付着してい								

	面に付着しているプラーク、歯石、その他の沈着物をスケーラーなどで機械的に除去することとされた。…	るプラーク、歯石、その他の沈着物をスケーラーなどで機械的に除去することとされ、 <u>2006年改定前の考え方に戻った。</u> …															
P55 歯周病安定期治療の3	3. 歯科疾患管理料を算定して…	3. 歯科疾患管理料または後期高齢者在宅療養口腔機能管理料を算定して…															
P57 歯周病安定期治療の算定例の表(例1)の4月目	<table border="1"> <tr><td>歯周病安定期治療</td><td>○ 2回目</td></tr> <tr><td>歯科疾患管理料</td><td>○</td></tr> <tr><td>機械的歯面清掃加算</td><td>○</td></tr> </table>	歯周病安定期治療	○ 2回目	歯科疾患管理料	○	機械的歯面清掃加算	○	<table border="1"> <tr><td>歯周病安定期治療</td><td>○ 2回目</td><td>異日算定</td></tr> <tr><td>歯科疾患管理料</td><td>○</td><td>の場合は</td></tr> <tr><td>機械的歯面清掃加算</td><td>○</td><td>算定可</td></tr> </table>	歯周病安定期治療	○ 2回目	異日算定	歯科疾患管理料	○	の場合は	機械的歯面清掃加算	○	算定可
歯周病安定期治療	○ 2回目																
歯科疾患管理料	○																
機械的歯面清掃加算	○																
歯周病安定期治療	○ 2回目	異日算定															
歯科疾患管理料	○	の場合は															
機械的歯面清掃加算	○	算定可															
P57 歯周病安定期治療の算定例の表(例2)の4月目	<p style="text-align: right;">異日算定 の場合は 算定可</p> <table border="1"> <tr><td>歯周病安定期治療</td><td>○ 4回目</td></tr> <tr><td>歯科疾患管理料</td><td>○</td></tr> <tr><td>機械的歯面清掃加算</td><td>○</td></tr> </table>	歯周病安定期治療	○ 4回目	歯科疾患管理料	○	機械的歯面清掃加算	○	<table border="1"> <tr><td>歯周病安定期治療</td><td>○ 4回目</td><td>異日算定</td></tr> <tr><td>歯科疾患管理料</td><td>○</td><td>の場合は</td></tr> <tr><td>機械的歯面清掃加算</td><td>○</td><td>算定可</td></tr> </table>	歯周病安定期治療	○ 4回目	異日算定	歯科疾患管理料	○	の場合は	機械的歯面清掃加算	○	算定可
歯周病安定期治療	○ 4回目																
歯科疾患管理料	○																
機械的歯面清掃加算	○																
歯周病安定期治療	○ 4回目	異日算定															
歯科疾患管理料	○	の場合は															
機械的歯面清掃加算	○	算定可															
P58 歯管修復または欠損補綴物の除去の1	1. 暫間被覆冠 、仮封セメント、ストップング…	1. 仮封セメント、ストップング…															
P68 接着ブリッジの3の表の1行目の次に「平測」を挿入	<table border="1"> <tr><td>補診</td><td>100</td></tr> <tr><td>生PZ(接着ブリッジ支台歯)</td><td>790</td></tr> </table>	補診	100	生PZ(接着ブリッジ支台歯)	790	<table border="1"> <tr><td>補診</td><td>100</td></tr> <tr><td>平測</td><td>50</td></tr> <tr><td>生PZ(接着ブリッジ支台歯)</td><td>790</td></tr> </table>	補診	100	平測	50	生PZ(接着ブリッジ支台歯)	790					
補診	100																
生PZ(接着ブリッジ支台歯)	790																
補診	100																
平測	50																
生PZ(接着ブリッジ支台歯)	790																
P71 充填の2の1行目	2 複合レジン充填の場合の…	2 複合レジンインレーの場合の…															
P93 事例6の4/8の3行目	浸麻(0A+2%キシロカインCt1.8ml) 23+6	削除															
P93 事例6の合計	合計 (改定点数) 3,079	合計 (改定点数) 3,050															
P94 事例7の4/8の5行目の次に挿入		平測 50															
P94 事例7の合計	4,920	4,970															
P95 事例8 5/15の2行目	(改定点数) 380	(改定点数) 0															
P96 事例8の5月分合計	(改定点数) 6,407	(改定点数) 6,027															
P96 事例8の総合計	(改定点数) 9,011	(改定点数) 9,531															
P97 事例9 6/7の6行目	有床義歯調整 (現行) = (改定) =	有床義歯管理料(現行は調B) 困難 (現行) 90+60 (改定) 70+40															
P98 事例9の6月分合計	合計 (現行) 2,636 (改定) 4,900	合計 (現行) 2,786 (改定) 2,010															
P98 事例9の総合計点数	総合計点数 (現行) 4,469 (改定) 3,875	総合計点数 (現行) 4,619 (改定) 3,985															
P100 「高齢者医療の凍結について」覧2行目	2007年度通常国会で…	2008年2月の通常国会で…															
P101 電子化加算の施設基準の②	②…1(2)の「ウ. 患者から求めがあったときに……詳細な明細書を交付する体制を整えていること。」で届け出ていた医療機関は再度の届出が必要とされた。	②…1(2)の「ウ」が、「患者から求めがあったときに……詳細な明細書を交付する体制を整えており、その旨を院内のわかりやすい場所及び支払窓口に表示していること。」と変更され、この項で届け出ていた医療機関は再度の届出が必要とされた。															
P102 在宅療養支援歯科診療所の施設基準の②	②後期高齢者の口腔機能管理等にかかる適切な研修を修了した…	②後期高齢者の心身の特性、口腔機能の管理、緊急時対応等にかかる適切な研修を修了した…															
P140 「歯科疾患の総合的管理及び高齢者の口腔機能評価に係る基本的考え方」検討会委員名	鈴木哲也(岩手歯科大学歯学部歯科補綴学I教授)	鈴木哲也(岩手医科大学歯学部歯科補綴学I教授)															